

## 旧別府鉄道キハ2号を守る会規約

(団体名称)

第1条 この会は、旧別府鉄道キハ2号を守る会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、加古川市粟津字初辺90の2明日香加古川店内に置く。

(目的)

第3条 この会は加古川市が管理・保存している旧別府鉄道キハ2号（加古川市長砂ポケットパーク内）の保存・維持に関する支援活動を行うことにより、キハ2号の永続的な保存を目的とする。

(活動の主な内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するためにキハ2号の保存に必要な各種支援活動を行い次の活動を実施する。

- (1) キハ2号への直接的な修復作業と維持作業を管理者の加古川市管理の元に行う
- (2) キハ2号の永続的な保存や修復に必要な資金（寄附・スポンサー）調達につながる支援活動を行う。

(登録会員)

第5条 この会の登録会員は、次の2種類とする。

- (1) 正登録会員は、この会の目的に賛同し登録した者とする。
- (2) 賛助登録会員は、この会の事業を賛助（アドバイザー・顧問）するために参画した者とする。（但しアドバイザー・顧問も正登録会員も兼ねることもできる）

会員資格は国籍・性別・居住地（加古川市・東播磨等）は問わない（満12歳以上）

※但し SNS 等での後方支援等に係る者は原則賛助登録会員とする。

(入会)

第6条 登録会員として入会しようとする者は、入会届を代表に提出し、承認を得るものとする。但し、第4条(1)に従事する者は兵庫県ボランティア・市民活動災害共済の加入を義務つける(毎年更新要)また、第4条(2)に従事する者は実質的に同等な入会とみなされる手続きにより入会を承認する。

(会費等の取扱いについて)

第7条 登録会員は、今後必要に応じて会費等を徴収する場合もあるものとする。

- (1) 当面年会費等の定期的な徴収は行わないものとする。
- (2) 登録会員については必要に応じて、スポット行事の経費負担金等や任意の寄付等をお願いする場合もあるものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

但し会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 登録会員の主活動以外の主義・心情を会員内で相互干渉するような行為が見受けられ、会員間でトラブルが発生し、会としての主活動の継続が困難と思われる場合は、退会勧告の上退会処分とする。(各種ハラスメント、差別的な言動等も含む)

但し、第4条(2)に従事する者は第6条と同等な退会とみなされる手続きにより退会を承認する。

(役員)

第9条 この会に次の役員(三役)を置く。

1項

- (1) 代表
- (2) 副代表

(3) 事務局長

2 項 役員（三役）は正登録会員の中から会員の互選により選出する。

3 項 役員（三役）の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

また任期途中でも自己都合等の理由により退任も認める。

但し三役代行の選任は代表の指名により2項を特に必要としない。

(役員 の 職務)

第10条

1 項 代表はこの会を代表し、その業務を統括する。

2 項 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 項 事務局長は、会の事務的業務および寄附金等の資金や財産の保全と管理を行う。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、正登録会員の3分の2のの議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

※第8条の(2)に該当する場合も含む

(会計監査)

第12条 寄附金等の受け払い状況等を定期的に監査する会計監査役を三役とは別に専任するものとする。

(総会)

第13条 下記に該当する場合は必要に応じて総会を開催することができる。

- (1) 会則、活動内容等の変更
- (2) 解散
- (3) 重要事項報告及び収支予算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員（三役）をもって構成する。ただし、会計監査役を除く。

役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事務局)

第16条 この会の事務を処理するため、事務局（事務局長がその任に着く）を置く。

(委任)

第17条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別途定める。

(変更)

第18条 この会則は、総会において、正会員の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、平成27年9月1日から施行する。